

令和3年度 就学援助制度について

1月終わりと2月始めごろに学校からお配りした「令和3年度（2021年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」（以下「お知らせ」とします。）の内容に変更があります。

就学援助制度とは・・・

経済的な理由でお子さまを大阪市立の小・中学校に通わせるのが難しい家庭の保護者の方に
学校教材費や給食費などを援助する制度です。



1 令和3年度の所得基準額が決まりました。（「お知らせ」4ページ）

- 「お知らせ」の【所得基準額】から、世帯の人数が“2人”の場合のみ変更となります。
（借家等219万円→224万円、持家155万円→159万円）

【令和3年度 所得基準額】

世帯の人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	224万円	263万円	322万円	358万円	398万円	471万円
	持家	159万円	199万円	257万円	293万円	333万円	394万円

※所得基準額は、令和2年4月の生活保護基準を基にしています。

2 所得審査（⑫理由での申請）に経過措置をもうけます。

- 令和元年度から令和2年度にかけて所得基準額が下がったことに伴って、経過措置をもうけます。
- 令和2年3月末時点から引き続いて令和3年3月末まで就学援助を受けていた児童生徒については、令和3年度の所得基準額を上回る場合、令和元年度の所得基準額を用いて審査します。
- 経過措置を行う場合の所得も「お知らせ」4ページ記載のとおり、給与所得者および公的年金所得者は所得控除後の金額から最大10万円を控除した金額、自営業の方は年間収入額から必要経費を引いた金額で審査します。

【参考：経過措置の際に使用する所得基準額（令和元年度の所得基準額）】

世帯の人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	218万円	267万円	325万円	362万円	404万円	476万円
	持家	153万円	203万円	260万円	298万円	339万円	400万円

3 申請に押印は不要となりました。

- 就学援助をお申込みいただく際の押印は不要となりました。
- 「お知らせ」「就学援助申請書兼世帯状況票」には“自署以外は押印”の記載がありますが、押印していただく必要はありません。ただし、記名はもれなくお願いいたします。

学年の最初から制度を利用いただくための申請期限は6月30日（水）です
（税情報を利用する場合の申請期限は5月14日（金）です）

【就学援助ホームページ】



【申請書類提出先】

お子さまの通われる学校

【制度についてのお問合せ先】

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当
就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653

